

第2章 関係法令と施策

第1節 測量法の仕組み

1. 測量法

測量法は、測量の重複を除き、測量の正確さを確保すること等を目的としています。測量法では、測量は、国土地理院が行う「基本測量」、地方公共団体等が行う「公共測量」、「基本測量及び公共測量以外の測量」の3つに区分されています。これらの中で公共測量は、測量法の定めにしたがって以下の手続により実施され、その測量成果の写しは国土地理院に提出されます。

国土地理院は、公共測量の計画及び実施に関して、あらかじめ公共測量の実施計画書の提出を受け、助言を行うほか、作業規程の承認、測量成果の審査等公共測量の指導・調整を行っています。

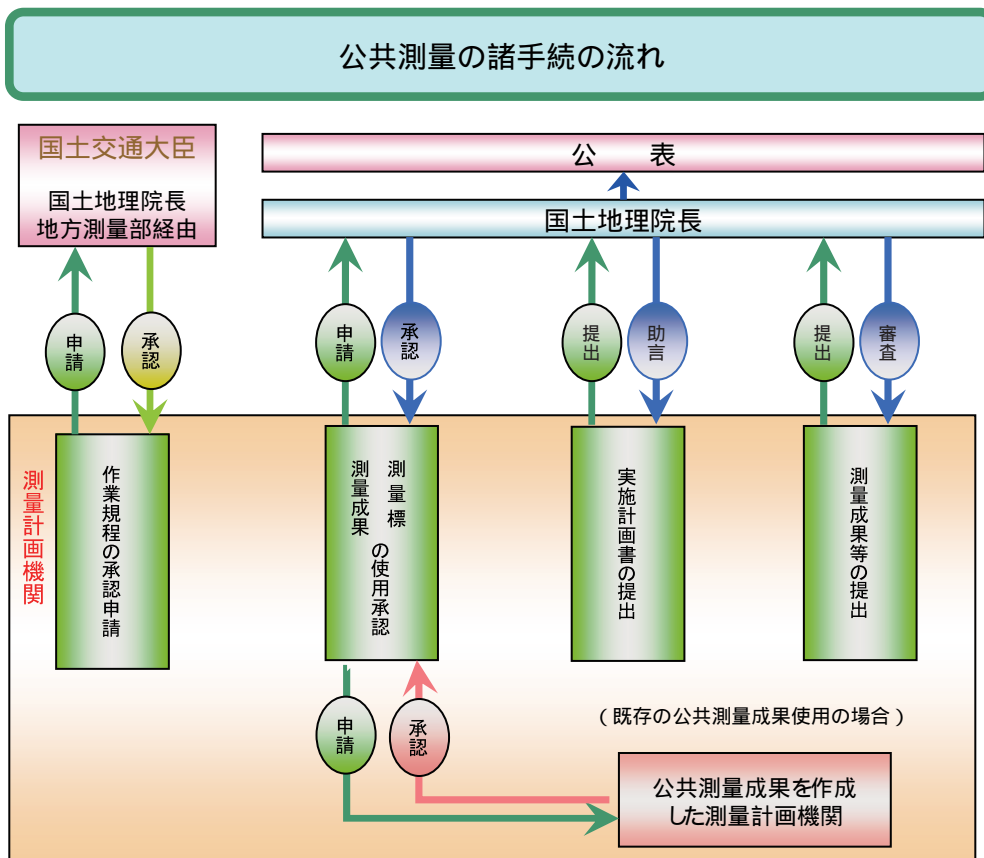


図2-1 測量法における公共測量の手続

国及び地方公共団体等の測量計画機関が公共測量を実施した場合には、測量法第40条に基づき測量成果の写しを国土地理院に提出する必要があります。測量成果の審査は、測量成果が測量の目的に適合し十分な精度を有するかを確認するためのもので、それが他の公共測量に利用するに足る十分な精度があると認められる場合は、他の公共測量の基礎として効率的に活用されるようその情報が公開されます。そして、情報が公開された測量成果については、測量法第44条に基づき当該測量成果を得た測量計画機関に対して測量成果の使用申請を行い承認された場合、他の測量に利用でき

るとされています。

第2節で基本法と基盤地図情報について解説しますが、国土地理院は、国及び地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データを集約して、より利便性の高い基盤地図情報の効率的な整備を進め、平成23年度までに概成させる方針です。全国の基盤地図情報整備・更新に有効な精度の良い大縮尺地図データの所在確認と、そのデータの使用申請等は前述した測量法の仕組みに基づいて行いますので、国及び地方公共団体で測量に係わる担当者の皆様にあっては測量法を遵守していただくことをお願いします。

なお、冒頭述べました「基本測量」、「公共測量」、「基本測量及び公共測量以外の測量」は、測量法（第4～6条）で規定されていますが、その定義は以下のとおりです。

基本測量：すべての測量の基礎となる測量で、国土地理院が行う測量

公共測量：公共測量とは基本測量以外の測量で、

(1)測量法第5条第1号に規定する「その測量の実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量」

(2)同条同項第2号に規定する「基本測量又は公共測量の測量成果を使用して次の事業のために実施する測量で国土交通大臣が指定したもの」

行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業

その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付その他の助成を受けて行われる事業をいう。

ただし、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第1条に定められている測量を除く。

基本測量及び公共測量以外の測量：基本測量又は公共測量の測量成果を使用して実施する上記以外の測量（測量法施行令第1条に定められている測量を除く。）

第2節 地理空間情報活用推進基本法の考え方

基本法には、基盤地図情報の整備や更新について定められているほか、基盤地図情報の整備に関して、国及び地方公共団体の責務、あるいはその実施を期待する事項が定められています。本節では、基盤地図情報の定義について概説するとともに、国及び地方公共団体に期待されている役割について整理します。

1. 地理空間情報活用推進基本法と基盤地図情報

基本法は、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間情報を高度に活用することを推進することが極めて重要である」ことを念頭に、地理空間情報の活用の推進に関して基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地理空間情報の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています（基本法第1条）。

また、基本法では「地理空間情報」及び「基盤地図情報」について定義するとともに、基盤地図情報については、その満たすべき基準は国土交通省令で定めること（基盤地図情報の係る項目及び満たすべき基準に関する省令（平成19年国土交通省令第78号。以下「省令」という。））及び基盤地

図情報の整備に係る技術上の基準（以下「告示」という。）を定めることを規定しています。

地理空間情報活用推進基本法

第1章:【目的】
 【基本理念】
 【国、地方公共団体の責務】
 第2章:【基本計画の策定・公表、
 政府の連携体制整備等】
 第3章:【基本的施策】
 共通施策、GIS関連施策、
 衛星測位関連施策
 基盤地図情報

国土交通省令の基盤地図情報項目

測量の基準点	海岸線
公共施設の境界線(道路区域界)	公共施設の境界線(河川区域界)
行政区画の境界線及び代表点	道路縁
河川堤防の表法肩の法線	軌道の中心線
標高点	水涯線
建築物の外周線	市町村の町若しくは字の境界線及び代表点
街区の境界線及び代表点	

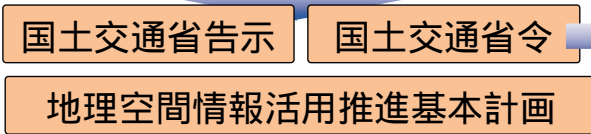


図 2-2 基本法と基盤地図情報の省令・告示との関係

2. 基盤地図情報について

2.1 地理空間情報とは

基本法第2条第1項で、地理空間情報について定義しています。

地理空間情報は、空間上の特定の地点又は区域の位置（時間を含む）を示す情報であって位置に関連付けられた情報（主題属性の情報）。

2.2 基盤地図情報とは

基本法第2条第3項で、基盤地図情報について以下のように定義しています。

基盤地図情報は、地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる情報である。

基盤地図情報の項目は省令で定める。

基盤地図情報は電磁的方式により記録されたものをいう。

2.3 基盤地図情報の項目

基盤地図情報の項目は省令で定めています。省令（第1条）に定められている基盤地図情報の項目は、測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線（道路区域界）、公共施設の境界線（河川区域界）、行政区画の境界線及び代表点、道路縁、河川堤防の表法肩の法線、軌道の中心線、標高点、水涯線、建築物の外周線、市町村の町若しくは字の境界線及び代表点、街区の境界線及び代表点の13項目です。

2.4 基盤地図情報の項目とその精度

省令第2条では基盤地図情報について次のように定めています。

基盤地図情報の位置精度は、平面位置の誤差が、都市計画区域は2.5m以内（縮尺1/2,500相当以上）、都市計画区域外は25m以内（縮尺1/25,000相当以上）、高さの誤差については、都市計画区域は1.0m以内（縮尺1/2,500相当以上）、都市計画区域外は5.0m以内（縮尺1/25,000相当以上）と定められています。

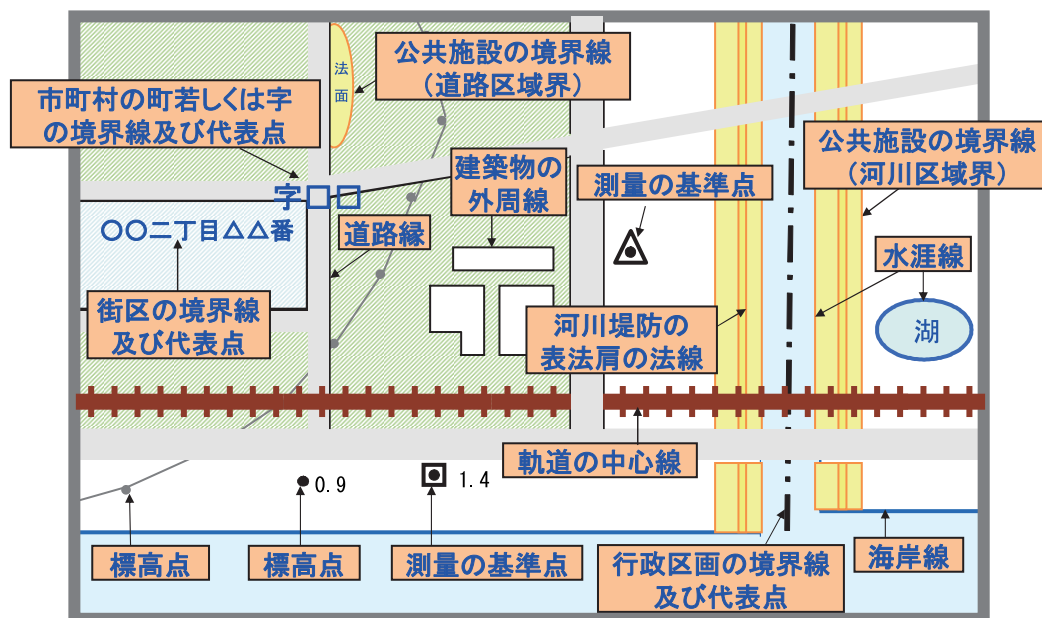


図 2-3 基盤地図情報13項目のイメージ

2.5 基盤地図情報の整備及び提供に際しての具体的な基準

基本法第16条第1項をうけて告示で、その共用を図るため、技術上の基準が示されています。技術上の基準の概要は以下のとおりです。

既存の基盤地図情報の利用基準

位置精度が同等以上の基盤地図情報が既にある場合でその基盤地図情報が現状を適切に反映している場合には、既存の基盤地図情報をそのまま用いる。

シームレスな基盤地図情報の整備基準

隣接地域に位置精度が当該基盤地図情報と同等以上で、同じ項目の既存の基盤地図情報がある場合でその基盤地図情報が現状を適切に反映している場合には、既存の基盤地図情報と接合をとる。

基盤地図が適合すべき規格

基盤地図情報はJIS（日本工業規格）またはISO（国際標準化機構）の規格に適合して提供されるものとする。

3. 国・地方公共団体に期待されている役割

基本法では、国、地方公共団体の役割について以下のとおり記されています。

3.1 基本理念

基本法では、「国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現する上で地理空間

情報を高度に活用することを推進することが極めて重要である」として、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関して以下のような事項を基本理念として示しています（基本法第3条）。

- 体制整備などの施策の総合的・体系的な実施
- 地理情報システム・衛星測位の両施策による地理空間情報の高度活用の環境を整備
- 行政運営の効率化及びその機能の高度化に寄与
- 国民の利便性の向上に寄与
- 経済社会の活力の向上及び持続的な発展に寄与
- 個人の権利利益、国の安全等に配慮

この基本理念を実現するため、基本法は、国及び地方公共団体の責務、関係事業者の努力義務、関係機関の連携推進を定めるとともに、国及び地方公共団体は関係する調査、研究、基盤地図情報の整備、活用、流通を進めるための施策を講じることを規定しています。基盤地図情報の整備・更新にあたっては体制整備として、国と地方公共団体等の関係機関の連携強化がとりわけ重要です。

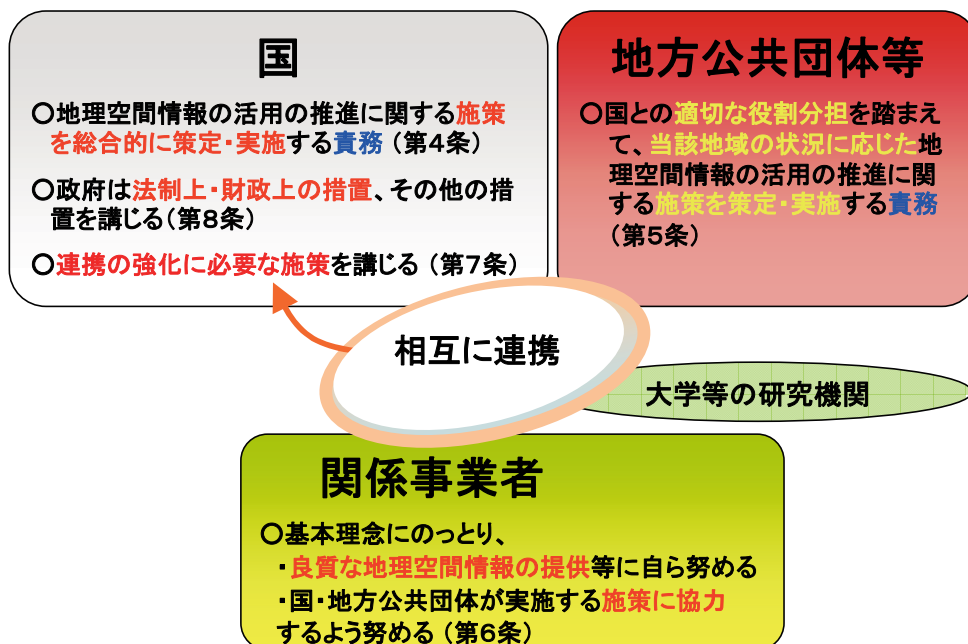


図 2-4 国、地方公共団体、関係事業者の連携

3.2 国の責務

国の機関は、基本法の理念を実現するために、地理空間情報の活用推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有するとされています（基本法第4条）。基盤地図情報の整備・更新にあたっては基盤地図情報の技術上の基準を定め、それに適合した情報整備を促進することが求められています。

3.3 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の状況に応じた地理空間情報の活用の推進に関する施策を策定し実施する責務を有するとされています（基本法第5条）。

3.4 連携の強化

国、地方公共団体等の責務を踏まえ、産学官の連携の強化に必要な施策を講ずることが求められています（基本法第7条）。基本法は、地理空間情報が地方公共団体の行政だけに用いられるのではなく、国、地域、関係事業者、大学等研究機関で高度に活用される社会の実現を目指しています。そのための産学官の連携強化が求められています。

3.5 行政における地理空間情報の活用等

基本的施策の一つとして国及び地方公共団体に対し、行政における地理空間情報の利活用の推進を求めています（基本法第14条）。従来の紙地図は、もっぱら当該部署において単一目的で利用されていましたが、電子化された地図データ（地理空間情報）では複数の部署において多目的に利用することが容易です。ここでは、さらにその活用を進め、国民の利便性向上と公共サービスの多様化、質の向上を図ることを求めています。

3.6 基盤地図情報の整備等

国及び地方公共団体は、地理情報システムの普及を図るため、整備に係る技術上の基準に適合した基盤地図情報を整備し適時に更新することが求められています（基本法第16条）。基盤地図情報の整備・更新にあたっては、国土地理院が地方公共団体の整備する地理空間情報を集約して初期整備します。そのため、地方公共団体が地理空間情報を整備する際には省令で定められた基盤地図情報の項目と満たすべき基準、並びに告示で定められた技術上の基準に適合することが求められています。

3.7 地図関連業務における基盤地図情報の相互活用

国及び地方公共団体が地図を作成する場合、対象となる区域において、既に整備された基盤地図情報が存在している場合は相互の活用に努めることが求められています（基本法第17条）。そのためには、自らの行政内部だけでなく、周辺の地方公共団体や国の機関等を含め、基盤地図情報の整備状況等について把握できるよう連携する必要があります。

3.8 基盤地図情報等の円滑な流通等

国及び地方公共団体には基盤地図情報の円滑な流通等に必要な施策を講ずることが求められています（基本法第18条）。国土地理院では基本法の成立や平成19年の測量法の一部改正により、基盤地図情報の提供を目的としたWebサイトを立ち上げ、基本測量として整備した基盤地図情報を提供しています。また、成果の使用や複製に関する申請等の手続を電子化したワンストップサービスも実施しています。これらの仕組みを活用して、効果的な情報の公開を進めています。

国土地理院の基盤地図情報サイト

<http://www.gsi.go.jp/kiban/index.html>

国土地理院の測量成果ワンストップサービスサイト

<http://onestop.gsi.go.jp/onestopservice/>

第3節 その他関連する計画・規程・施策

基本法に係る基盤地図情報の関連施策として、以下のものがあります（（ ）内は公表年月）。これらについて概要を紹介します。

地理空間情報活用推進基本計画（2008年4月）

公共測量「作業規程の準則」の改正（2008年3月）

地理空間情報の活用推進に関する行動計画『G空間行動プラン』（2008年8月）

基盤地図情報のグランドデザイン（2009年6月）

地理空間情報プラットフォーム（2008年6月）

地域情報プラットフォーム（2008年4月）

1．地理空間情報活用推進基本計画

基本法第9条に基づく地理空間情報の活用推進のため、平成20年4月に閣議決定された計画で、平成23年度までを計画期間としています。

情報化の進展と社会のニーズを踏まえ、誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を利用したり、高度な分析に基づく的確な情報を入手し行動できる「地理空間情報高度活用社会」の実現を目指し、毎年度、進捗状況についてフォローアップを行っています。

<http://www.gsi.go.jp/kihonhou.html>

2．公共測量「作業規程の準則」の改正

国土交通大臣が定める公共測量「作業規程の準則」は、測量法に基づき昭和26年に制定されたものですが、近年規定している測量方法等が最新の測量技術並びに利用する環境と適合しない部分が生じてきていました。この状況を解消するため、作業規程の準則の全部を改正し、平成20年3月31日に告示し、平成20年4月1日より適用しました。

<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/jyunsoku/index.html>

3．地理空間情報の活用推進に関する行動計画『G空間行動プラン』

平成20年8月、政府の地理空間情報活用推進会議は、平成20年4月に閣議決定された地理空間情報活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定めた各施策を推進していくため、各施策における各府省のより具体的な目標やその達成期間等を取りまとめた「地理空間情報の活用推進に関する行動計画（G空間行動プラン）」と、その補足・解説資料として、個別施策の概要を取りまとめた「地理空間情報の活用推進に関する行動計画（G空間行動プラン）施策別概要集」を策定しました。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/index.html>

4．基盤地図情報のグランドデザイン

平成21年6月、国土地理院が基盤地図情報の整備・更新等において、国や地方公共団体等の関係者の役割等について共通認識を醸成し、関係者間の連携・協力体制を構築するため、基盤地図情報のあるべき姿と今後の取組の方向性についてとりまとめたものです。

国土地理院は、これを指針として関係機関との連携・協力関係の構築に取り組んでいます。

<http://www.gsi.go.jp/kiban/towa.html#k6>

5．地理空間情報プラットフォーム

地理空間情報プラットフォームは、平成19年6月に閣議決定された長期戦略「イノベーション25」において国土交通省が取り組むこととされたシステムです。従来、それぞれの部局や施策ごとに個別に公開されてきた情報を電子地図上で重ね合わせて見ることができます。背景となる電子地図は、基盤地図情報を利用しており、国土交通省をはじめとした関係機関や国民が持つ地理空間情報を相互に利用しあえる基盤的な仕組みとして確立することが重要であることから、それを具体化するためのシステムです。

<http://www.gsi.go.jp/WNEW/PRESS-RELEASE/2008-0428c.html>

6．地域情報プラットフォーム

総務省では、地方公共団体の様々な情報システムが連携して業務を処理することを目指した共通基盤を整備するための標準仕様である地域情報プラットフォームの導入を推進しています。システム連携のための標準インタフェース、技術的基準を規定することで、地方公共団体による業務システムの調達・運用の合理化を促進するとともに、住民サービスの向上や業務の効率化・高度化に資するとしています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tiiki_kosin.pdf (P.19～22参照)

また、地域情報プラットフォームでは、各システムで地理空間情報を共用・利活用するために、GIS共通サービス標準仕様が策定されています。地方公共団体内で良く利用される住所などの位置情報を地図上に表現するためのインタフェース仕様を定めており、地方公共団体における業務情報と地理空間情報とを連携することができます。地域情報プラットフォーム標準仕様は、(財)全国地域情報化推進協会（APPLIC）が策定し公開しています。

<http://www.applc.or.jp/2010/tech/index.html>